

医療・福祉情報交流会「ばんらん会」会則

1 主旨

当会へ参加された医療・福祉に携わる会社様、個人様(以下「会員」という)間の情報交換の場を持ち、各々のリソースを相互活用、協力体制を組むことにより、会員の情報・商品を広く周知、発信し発展していく。また、それを通じて医療・福祉へ貢献することを主旨とする。

当医療・福祉情報交流会の呼称を「ばんらん会」と称す。

2 参加資格

当会への参加資格として下記に分類される企業様、個人様を対象とします。

1. 医療事務、経営、財務を扱う会計事務所
2. 医療機器開発、販売会社
3. システム開発、販売会社
4. 医療、福祉関連コンサルタント
5. システム、機器類を取り扱う販社（商社）
6. ネットワーク、インフラ構築、通信、医療情報、保険などを扱う企業
7. その他幹事会で承認される企業

(個人の定義：基本的は従事している会社様が対象となりますが、事情等により個人として参加したい方となります。)

3 統括責任者及び幹事委員

1. 「ばんらん会」には以下の運営委員を置く。

統括責任者 1名

事務局要員 2名 統括責任者会社で選任

幹事委員 4社 (各社1, 2名) 増減は告知なく変更もある

2. 前記委員は年1回の総会にて選任、再任する。

3. 委員の任期は1月より12月までの1年間とする。但し、留任は妨げない。

任期途中で解任要請、退会要請のあった場合は幹事会で協議し後任の選任、承認を得て後任任命とする。幹事会判断で後任選出は次回総会まで据え置くこともある。

4 協力関係

各会員が開発提供するシステム、ソリューション、機器、情報を相互に尊重し案件に見合ったソリューションの紹介と提案、販売に協力し会員相互の発展を期すものとする。顧客から開発依頼やシステム照会等の依頼があった場合は直接該当会員か事務局へ問い合わせが行える。尚、案件に対し直接該当会員へ連絡し、その後顧客との契約成立した後は事務局へ報告を義務とする。

5 販売に関し

販売型式は紹介型、販売代理店型など考えられるが、それぞれの型式に応じた仕切り価格、サポート、作業範囲などを明確にした代理店契約等を締結し正常な商習慣を築くものとする。代理店契約等が未達である場合は事務局が取り次ぎを実施する。各会員は販売ルートを明確にし、事務局に寄せられた情報は会員へ連絡し共有化を図る。

6 会合

通常の事務局が企画開催をする定期会合のみならず、会員からの開催要望にも応え随時開催ができる。会員は極力参加を心がける。

新規参入者の交流会への参加、見学は自由です。多いに勧誘を図る。

7 会費

当会を運営するにあたり資料作成、配布資料印刷、セミナー会場費、展示会出展費、情報提供、ポータルサイト運用など運用上利用できる諸費用として企業登録の場合、1社あたり年間一括20,000円の会費を個人登録の場合1個人あたり年間5000円を拠出しているただくものとする。但し出展等で別途費用が発生する場合は別途参加費を徴収いたします。

運用期間は毎年1月1日より12月31日の1年間とする。

ただし、入会初年度（入会が2月から同年12月まで）に関しては同年度内を無料とし翌年1月より請求いたします。

8 会計報告

会員よりお預かりする会費は事務局となる会員が管理し収支報告を年度報告として総会にて会員へ報告する。

9 行事

医療、福祉にかかわる有用な情報、ソリューションを関係各位に伝えるべく定期的あるいは必要に応じた時期にセミナーの開催や展示会参加を実施していく。各種催事、ニュースリリースを行うことで「ばんらん会」の認知度を向上させる。

10 入退会

入会したい、させたい企業様、個人様の紹介は随時受け付けます。主旨と「ばんらん会」発展に賛同いただいた企業様、個人様は会員として登録させていただき会員各位に入会案内をします。当会に参加維持できない事情がある場合はその旨を事務局に連絡いただくことで退会手続きを行います。退会となっても何のペナルティーも基本的には発生しませんが、会に対する誹謗、中傷がある場合は相互の利害関係を明確にする行為を行います。また、期の途中で退会しても会費の返却は致しません。

11 販促資料、広報活動

- 1.医療・福祉ソリューションガイドの追加、更新、配布実施。
- 2.事例集の整備、追加、更新、配布実施。
- 3.ソリューションの価格帯一覧の整備、配布実施
- 4.会報の作成、配布。
- 5.ポータルサイトの運営、「ばんらん会」存在の周知活動を展開
- 6.医療、介護、経営、健診、情報等有用セミナーの開催
- 7.会員、関係者、潜在顧客へのメルマガ、FAX 等による情報提供

12 会員募集

カテゴリ別に細分化し有用なソリューション、機器、販売、コンサルを業としている企業様で既存会員企業ソリューションと本質的に競合とならないと判断される場合、会員は協力会への参入推薦や募集を推進できる。推薦企業がある場合は事務局へ連絡し認証を得るものとする。参加企業様へは勉強、体験参加など入会までの予備期間を設ける。

13 活動計画、起案

- 1 年3、4回のセミナーのテーマ、内容の選択及び開催
- 2 年2、3回の交流会の開催。1月は総会とする。
- 3 有用な展示会、交流会、発表会への協力参加などの企画、立案

14 目標、協力体制

- 1 会員間における商談の増加。
- 2 会員間の営業情報交換会、協同営業の実施。
- 3 同一顧客において、複数会員が複数契約を獲得し、保守に至るまでの連携を実施。

15 代理店契約

会員間で代理店契約を必要とする場合は直接契約条件を提示し個別契約を実施。
当事者間以外の会員が代理店契約を行っている場合は案件ベースで仲介を実施可能。

16 罰則、退会通告

会員は次の行為等を行った、判明した場合は罰則や退会を通告できるものとする。

- 1 当該企業が違法行為のあった場合、退会を通告できる。
- 2 当会運営にあたり規約違反、非協力的行為、争議行為、社会的秩序逸脱行為等のあった場合、協議の上退会を通告できる。
- 3 当会に対し著しい違反行為のあった場合は罰則を請求することができる。
罰則額に関しては総会等で協議する。

17 総会

事務局は毎年1月に総会を開催する。

総会にて活動報告、会計報告、役員改選、活動計画、決議案の提示を行う。

総会にて承認、承諾を得た事項に関しては会員に報告し決議事項の履行を促す。

18 個人情報、機密情報漏洩防止

会に参加される会社様から受け取る個人情報は会員名簿、メール名簿作成の上で必要なものです。個人情報等につきましては、セミナー講師、協賛各社および業務委託先へ提供する場合があります。今後開催される各種イベント、セミナー内容の向上、ご案内や協賛各社からの製品情報のご案内に利用させていただくことがあります。当会では、記入していただいた情報を個人情報保護方針に則り適切に管理し、会員様の承諾なく第三者に開示・提供することは有りません。会員間で発生した案件に対する内容の個別情報は機密情報漏洩防止の観点より会員様の承諾なく第三者に開示・提供することは有りません。

付 則

この規程は 2013年 11月 1日より適用する。

2013年10月4日

「ばんらん会」事務局

株式会社アイズ

幹事会員

応研株式会社

株式会社 FMCA

株式会社トーア

株式会社日本医療企画

2013年「ばんらん会」役員

次回総会まで2012年度は下記陣容で運営を致します。

1. 代表幹事会社

株式会社アイズ

統括責任者 株式会社アイズ 代表取締役社長 荒井 省吾

2 事務局

株式会社アイズ

担当者 丸西 俊夫

3 幹事会社

1) 応研株式会社

義経 隆憲

2) 株式会社 FMCA

藤井 昌弘

3) 株式会社トーア

常盤 茂

4) 株式会社日本医療企画

荒川 浩児